

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

浄水場統廃合事業に関する宇治市水道事業変更認可に伴い、「宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に定めている水道事業の給水人口及び 1 日最大給水量について所要の改正を行うものです。

1. 今回の改正内容

(1) 条例第 2 条

経営の基本となる事項を次のとおり改正を行うものです。

		改正前	改正後
第3項	水道事業の給水人口	192,000人	188,000人
第4項	水道事業の1日最大給水量	71,000m ³	63,000m ³

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。